

滋賀県入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県入札監視委員会規則（平成25年滋賀県規則第75号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、滋賀県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 滋賀県が発注した工事等に関し、入札・契約手続きの運用状況等について報告を受け、入札・契約制度に関すること及び不正行為の抑制に関することについて意見具申すること。

(2) 滋賀県が発注した工事等の中から委員会が抽出したものに関して報告を受け、競争参加資格の設定方法及び指名競争入札にかかる指名選定方法等の審議並びに意見具申又は報告すること。

(3) 次に掲げる再苦情等（滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続を除く。）について審査し、その結果の報告を行うこと。

イ 一般競争入札における競争参加資格が無いとした理由に対する再苦情。

ロ 指名競争入札の非指名理由に対する再苦情。

ハ 総合評価方式における技術提案の不採用理由及び非落札理由に対する再苦情。

ニ 低入札価格調査の結果、失格と認めた理由に対する再苦情。

ホ 滋賀県建設工事等入札参加停止基準第2条第1項若しくは第3条の規定による入札参加停止又は第11条の規定による警告又は注意の喚起（以下「入札参加停止等」という。）の措置に対する再苦情。

ヘ 工事等成績評定に対する再説明請求。

(4) その他必要な事項についての調査及び意見具申又は報告すること。

(会議の開催)

第3条 会議は、次の各号により開催する。

(1) 前条第1号及び第2号の事務にかかる会議（以下「定例会議」という。）は、4月から7月まで、8月から11月までおよび12月から3月までをそれぞれ審議対象期間とし、原則として4か月に1回開催する。

(2) 前条第3号の事務にかかる会議（以下「再苦情等処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

(3) 前条第4号の事務にかかる会議は、必要に応じ開催する。

(審議対象工事等)

第4条 第2条第1号及び第2号に規定する滋賀県が発注した工事等（以下「工事等」という。）とは、知事部局、教育委員会事務局、企業庁、病院事業庁、警察本部が発注する建設工事及びこれに関する調査、測量、設計等の業務で、予定価格が250万円以上のものとする。

(定例会議への報告)

第5条 第2条第1号に規定する報告は、定例会議の審議対象となる4か月間の工事等の一覧表（入札方式別発注工事総括表（様式第1号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第2号））、入札参加停止等の運用状況一覧表（様式第3号）及び落札決定誤りの状況一覧表（様式第4号）を提出して行うものとする。

(審議対象工事等の抽出)

第6条 委員会は、第2条第2号に規定する抽出に関する事務（以下「抽出事務」という。）を、あらかじめ50音順の輪番制により指名した委員（委員長を除く。）に委任することができる。

2 抽出事務は、定例会議開催の2週間前までに、前条に規定する入札方式別発注工事一覧表の中から無作為で行うものとする。

3 定例会議で発注機関が抽出事案の説明を行うに先立ち、抽出事務を行った委員は、抽出結果の報告及び確認を行うものとする。

(抽出した工事等の審議)

第7条 定例会議において、前条により抽出された工事等の発注機関は、抽出事案説明書（様式第5－1号から様式5－4号）及び落札者の概要（様式第6号）により、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、委員は、競争入札参加資格の設定等が適切に行われているかについて審議を行う。

（意見具申又は報告）

第8条 委員会は、第2条第1号、第2号及び第3号の事務にかかる会議を開催し、改善すべき事項等があると認めたときは、知事に対して意見の具申又は報告を行うことができる。

（再苦情等処理）

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情申立申請書（様式第7号）による申立て、または、工事等成績評定通知に関する再説明請求があったときは、却下すべきものを除き、再苦情等処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情等処理の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならぬ。

（再苦情等の申立）

第10条 再苦情（第2条第3号イからホまでに掲げる再苦情をいう。）の申立ては、次の各号に掲げる起算の日から7日以内（ただし、第2条第3号ホについては起算の日から14日以内）に、知事に対して、再苦情申立申請書等により行わなければならない。

(1) 第2条第3号イにかかる再苦情申立ては、競争参加資格が無いとした理由の通知にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

(2) 第2条第3号ロにかかる再苦情のうち公募型指名競争入札における非指名理由の通知にかかる再苦情申立ては、非指名理由の通知にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

(3) 第2条第3号ロにかかる再苦情のうち前号以外の指名競争入札における非指名理由にかかる再苦情申立ては、非指名理由にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

(4) 第2条第3号ハにかかる再苦情申立ては、技術提案の不採用理由及び非落札理由の通知にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

(5) 第2条第3号ニにかかる再苦情申立ては、低入札価格調査の結果、失格と認めた理由の通知にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

(6) 第2条第3号ホにかかる再苦情申立ては、入札参加停止等の措置の通知にかかる苦情の処理の回答が行われた日の翌日。

2 第2条第3号ヘにかかる再説明請求は、次の各号に掲げる要領の規定に基づき、申立て人が成績にかかる説明回答を受けた日から起算して14日以内に、成績にかかる通知を行った課長（本庁）または事務所長等（以下「課長等」という。）に対して書面により行わなければならない。

(1) 工事成績評定に対する再説明請求の申立ては、請負工事成績評定点通知および公表要領第8。

(2) 委託業務等成績評定に対する再説明請求の申立ては、委託業務等成績評定点通知および公表要領第8。

(3) 建築設計等委託業務成績評定に対する再説明請求の申立ては、建築設計等委託業務成績評定点通知および公表要領第8。

（申立て人）

第11条 第2条第3号に掲げる再苦情等の申立てができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 第2条第3号イにかかる再苦情申立ては、滋賀県制限付き一般競争入札実施要綱又は滋賀県簡易型一般競争入札実施要綱に規定する当該対象工事の競争参加資格確認申請書の提出を行った者および滋賀県事後審査型一般競争入札実施要綱に規定する当該対象工事の入札書の提出を行った者。

(2) 第2条第3号ロにかかる再苦情申立てのうち公募型指名競争入札にかかる再苦情については、滋賀県公募型指名競争入札実施要綱に規定する当該対象工事の技術資料の提出を行った者。

(3) 第2条第3号ロにかかる再苦情申立てのうち前号以外の指名競争入札については、格付区分を設けた業者については当該入札と同一の格付区分である者で、格付業種以外の業者については、当該入札参加業種の登録部門に入札参加している者。

(4) 第2条第3号ハにかかる再苦情申立てについては、総合評価方式実施要領に規定する当該対象工事の技術提案書の提出を行った者。

- (5) 第2条第3号ニにかかる再苦情申立については、低入札価格調査実施要領に規定する低入札価格調査の対象となった者。
- (6) 第2条第3号ホにかかる再苦情申立については、入札参加停止等の措置を受けた者。
- (7) 第2条第3号ヘにかかる再説明請求については、当該工事等の成績評定通知を受けた者。

(再苦情等の申立の却下)

第12条 再苦情等の申立があった場合、知事は、委員会に諮問する。その場合、委員会は、申立の徒過その他客観的かつ明白に申立の資格を欠くと認められるときは、その申立を却下することができる。

(再苦情等の処理)

第13条 知事は、再苦情（第2条第3号イからホまでに掲げる再苦情をいう。）の審査を終えた委員会より報告がなされたときは、申立人に対してその結果を回答するものとする。この場合、申立が認められなかつたときは、申立に根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとし、申立が認められたときは、委員会の意見を尊重し、滋賀県建設工事等審査委員会の審議を経て、その結果を申立人に対して回答するものとする。

2 第2条第3号ヘにかかる再説明を求められた課長等は、委員会の意見を聞いた上で、次の各号に掲げる要領の規定に基づき回答するものとする。

- (1) 工事成績評定に対する再説明請求の申立をした者への回答は、請負工事成績評定点通知および公表要領第10第1項。
- (2) 委託業務等成績評定に対する再説明請求の申立をした者への回答は、委託業務等成績評定点通知および公表要領第10第1項。
- (3) 建築設計等委託業務成績評定に対する再説明請求の申立をした者への回答は、建築設計等委託業務成績評定点通知および公表要領第10第1項。

3 再苦情等の申立は、原則として入札契約手続きの執行を妨げない。

(審議過程の透明性の確保)

第14条 会議の開催については、あらかじめ公表するものとする。

- 2 会議は、自由な審議を確保するため非公開とする。
- 3 会議終了後、報道機関から要請があった場合、委員長は記者会見を行うことができる。
- 4 会議の審議内容は、後日会議録要旨により公表するものとする。ただし、公表に先立ち、各委員の確認を得るものとする。
- 5 委員会に提出された資料は、委員会において公表しても支障がないと判断されたもの以外は、公表しないものとする。
- 6 繼続審議となった場合には、審議終了後まで公表を延期するものとする。
- 7 知事に意見具申又は報告を行った場合、その内容を公表するものとする。
- 8 委員は、第2条第2号から第4号の業務について、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある審議に加わることができない。

(付則)

- 1 この要領は、平成25年7月5日から施行する。

(付則)

- 1 この要領施行前の滋賀県入札監視委員会設置要綱及び滋賀県入札監視委員会の運営に関する事務処理要領は廃止する。

- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(付則)

- 1 この要領は、平成30年10月16日から施行する。

(付則)

- 1 この要領は、令和6年3月28日から施行する。

(付則)

- 1 この要領は、令和7年3月3日から施行する。